

令和6年度滋賀県甲良町職員（土木）採用初級試験公告

令和6年度滋賀県甲良町職員（土木）採用初級試験を次のとおり行います。

令和6年7月22日

甲良町長 寺本 純二

1. 試験区分および採用予定人員

試験区分	採用予定人員
土木	1人

2. 受験資格

(1) 学 歴 学歴は問いません。

(2) 年 齢・資格

- ・ 昭和60年4月2日以降に生まれた者
- ・ 次のいずれかに該当する者
 - (1) 土木技術職の国家公務員または地方公務員として5年以上の勤務経験を有する者
 - (2) 1級または2級土木施工管理技士の資格を有する者
 - (3) 技術士の資格（土木に関する技術部門に限る。）を有する者
 - (4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校、大学（短期大学を含む。）、高等専門学校、専修学校で専門課程（土木、都市計画等）を専攻し、卒業した者（令和7年3月31日までに卒業する見込みの者を含む。）
（第2次試験受付時に資格証および免許の写しまたは取得見込み証明書を提出していただきます。）

◎次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- ア、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
- イ、甲良町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ウ、日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

3. 第1次試験

(1) 試験日時および試験場所

- ア. 試験日時 令和6年9月22日（日） 午前9時受付開始 午前9時40分着席
- イ. 会 場 彦根勤労福祉会館
彦根市大東町4-28

(2) 試験方法

ア. 教養試験【高等学校卒業程度】（10:00～12:00）

択一式により、公務員として必要な時事、社会・人文および自然に関する一般知識（20題）ならびに文章理解、判断推理、数的推理および資料解釈に関する能力（20題）について筆記試験を行います。

イ. 職場適応性検査（12:20～12:40）

択一式により、公務員としての職業生活への適応性について、職務への対応や対人関係面での性格特性をみる試験（150題）を行います。

4. 第1次試験の結果発表

令和6年10月中旬までに、甲良町役場庁舎前の掲示板およびホームページに合格者の受験番号で発表するほか全員に通知します。

5. 第2次試験

(1) 試験日および試験場所

令和6年10月下旬～11月上旬に行います。日時、場所等は第1次試験の合格者に通知します。

(2) 試験方法

口述試験 人物についての面接による試験を行います。

6. 最終合格発表

第2次試験の結果に基づいて合否を決定の上、令和6年11月中旬に甲良町役場庁舎前の掲示板およびホームページに合格者の受験番号で発表するほか、全員に通知します。

7. 採用および給与

(1) 採用は、令和7年4月1日です。

(2) 最終合格者に対しては、後日採用に関する通知をします。

(3) 給料は甲良町職員の給与に関する条例に基づいて支給されますが、高校新卒で、おおよそ166,600円、短大新卒でおよそ176,100円、大学新卒でおよそ187,300円です（前職等経験により加算あり）。この他、扶養手当、通勤手当、時間外手当、期末手当および勤勉手当等を支給します。

上記の金額は令和6年4月1日現在のものです。

8. 受験手続きおよび受付期間

(1) 申込書の請求

申込書は、甲良町役場総務課（〒522-0244 犬上郡甲良町在士353番地1）に請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「職員初級試験（土木）申込書請求」と朱書きし、返信用封筒（角形2号封筒＝33×24cmに、120円切手を貼り、宛先を明記したもの）を同封して甲良町役場総務課まで送付してください。

(2) 受験の申込

ア、申込書に必要事項を記入し、甲良町役場2階総務課に提出してください。

イ、申込書を郵送する場合は、封筒の表に「職員初級試験（土木）受験」と朱書きし、返信用封筒（長形3号封筒＝12×23.5cmに、84円切手を貼り、宛先を明記したもの）を同封して、必ず簡易書留または特定記録郵便等により送付してください。

(3) 受験票の交付

申込書を受理した場合は、受験票を交付します。

郵便による申込者には受験票を郵送しますが、令和6年9月6日（金）までに受験票が到着しないときは、甲良町役場総務課（TEL0749-38-3311）に問い合わせてください。

なお、受験票は受領後、最近6月以内に撮影した写真を貼って、試験当日必ず持参してください。

(4) 受付期間

公告の日から令和6年8月21日（水）までの執務時間中（月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分まで）に受け付けます。

郵送の場合は、締切日（令和6年8月21日）までの消印のあるものに限って受け付けます。